

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	境界確認申請受付簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部土木課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	官公有地と民有地との境界確定協議及び境界確認に係ること	
記録項目	1受付日 2申請日 3証明日 4申請者住所 5申請者氏名 6代理人氏名 7境界の位置 8官公有地名	
記録範囲	境界確認申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

備考	
----	--

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊車両通行許可協議書受付簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部土木課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	道路法による特殊車両通行許可協議の受理及び許可等を行う。	
記録項目	1受付日 2協議日 3回答日 4協議者氏名 5申請者氏名 6申請者住所 7通行場所 8通行路線名	
記録範囲	特殊車両通行許可申請者及び協議者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び協議	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

備考	
----	--

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	道路占用整理簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部土木課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	道路法による道路占用申請の受理及び許可等を行う。	
記録項目	1申請者氏名、2申請者住所、3申請者電話番号、4担当者氏名、5申請日、6受付日、7許可日、8占用期限、9占用の目的、10占用物、11占用料、12占用道路名、13占用場所	
記録範囲	道路占用申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

備考	
----	--

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	屋外広告許可申請台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部都市建築課都市計画係	
個人情報ファイルの利用目的	屋外広告物の設置申請書の受理及び、許可等を行う。	
記録項目	1出願者氏名、2出願者住所、3出願者電話番号 4屋外広告物管理者名、5管理者名住所、6管理者電話番号、7受付年月日、8許可年月日、9設置場所、10許可期間、11屋外広告物種別、12屋外広告物面積、13許可手数料、14手数料納入日、15屋外広告物安全点検要否、16土地所有関係	
記録範囲	三次市内に設置する屋外広告物	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	広島県屋外広告物条例に基づき、新規申請・継続申請、許可内容の変更・除却ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	広島県都市計画基礎調査ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部都市建築課都市計画係	
個人情報ファイルの利用目的	都市における人口、産業、土地利用等の現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行い、都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結果を公表（オープンデータ化）する。	
記録項目	人口（人口規模、将来人口等）、土地利用（区域区分の状況、土地利用現況（位置、用途、面積、低未利用地）、宅地開発状況等）、建物（建物利用状況（用途、階数、構造、建築面積、延床面積、建築年、耐火構造種別、高さ、空家等）	
記録範囲	都市計画基礎調査の調査対象区域内の建物居住者や土地・建物権利者等	
記録情報の収集方法	公表資料（国勢調査、経済センサス、国土数値情報、農林業センサス等）及び庁内、県保有資料（都市計画図書、建築確認申請書類等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	調査結果を公表（オープンデータ化）するDoboX利用者、G空間情報センター利用者、PLATEAU-View閲覧者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	上下水道使用料金システム	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の賦課徴収、調定収納状況等の管理	
記録項目	1使用者番号、2使用者住所氏名、3請求先住所氏名、4連絡先、5使用水量、6請求額、7収納額、8納期限、9未納額、10対応記録、11口座・クレジット情報	
記録範囲	上下水道使用者	
記録情報の収集方法	使用者からの使用（開始・変更・中止・廃止）届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、使用料徴収業務受託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公共下水道受益者負担金滞納整理記録簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	受益者負担金未納者を把握するため	
記録項目	1年度、2年度分、3世帯番号、4通知書番号、5宛名番号、6氏名、7調定額、8未納額、9期別	
記録範囲	受益者負担金未納者	
記録情報の収集方法	受益者負担金賦課者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	農業集落排水受益者分担金収納簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	受益者分担金賦課状況	
記録項目	1通知書番号、2賦課年度、3徴収年度、4宛名番号、5負担区、6受益者氏名、7住所、8賦課地籍、9年度調定額、10収納額、11未納額	
記録範囲	受益者分担金賦課調定収納	
記録情報の収集方法	受益者分担金賦課者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	農業集落排水受益者分担金収納簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	受益者分担金未納者を把握するため	
記録項目	1年度、2年度分、3世帯番号、4通知書番号、5宛名番号、6氏名、7調定額、8未納額、9期別	
記録範囲	受益者分担金未納者	
記録情報の収集方法	受益者分担金賦課者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人設置浄化槽リスト	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽設置者に対し補助金を交付するために利用する。	
記録項目	1申請受付日、2氏名、3形態（新築・改築）4設置場所、5設置届出書受理日、6浄化槽の名称（メーカー及び型式）、7交付決定日、8交付指令番号、9完了検査日、10施工業者名、11処理人槽区分、12交付申込額・決定額・確定額	
記録範囲	小型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	